［2～4　略］

5　電気供給業務用伝搬障害防止区域

［1　略］		
2	(1)　三重県鳥羽市堅神町字水舟谷1113－3　(486.00) (2)　三重県尾鷲市大字南浦字矢ノ川コッホ2908－6　(657.00)	北緯34度27分29秒東経136度47分59秒の地点と北緯34度26分20秒東経136度46分21秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度01分02秒東経136度10分34秒の地点と北緯34度00分56秒東経136度10分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［3　略］		
4	(1)　三重県津市美里町五百野字奥狭間387番地　(151.00) (2)　三重県松阪市飯南町上仁柿2481－2　(1029.40)	北緯34度43分00秒東経136度24分22秒の地点と北緯34度42分28秒東経136度24分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度34分08秒東経136度21分38秒の地点と北緯34度33分56秒東経136度21分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度32分56秒東経136度21分16秒の地点と北緯34度32分44秒東経136度21分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度31分00秒東経136度20分40秒の地点と北緯34度30分47秒東経136度20分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度27分46秒東経136度19分41秒の地点と北緯34度27分40秒東経136度19分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［5～22　略］		

［2～4　同左］

5　電力供給業務用伝搬障害防止区域

［1　同左］		
2	(1)　三重県鳥羽市堅神町字水舟谷1113番地3　(486.00) (2)　三重県尾鷲市大字南浦字矢ノ川コッホ2908番地6　(657.00)	北緯34度27分29秒東経136度47分59秒の地点と北緯34度26分20秒東経136度46分20秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度01分02秒東経136度10分34秒の地点と北緯34度00分56秒東経136度10分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［3　同左］		
4	(1)　三重県津市美里町五百野字奥狭間387番地　(151.00) (2)　三重県松阪市飯南町上仁柿2481番地2　(1029.40)	北緯34度42分59秒東経136度24分22秒の地点と北緯34度42分28秒東経136度24分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度34分08秒東経136度21分38秒の地点と北緯34度33分55秒東経136度21分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度32分55秒東経136度21分16秒の地点と北緯34度32分43秒東経136度21分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度30分59秒東経136度20分40秒の地点と北緯34度30分46秒東経136度20分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度27分46秒東経136度19分40秒の地点と北緯34度27分39秒東経136度19分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［5～22　同左］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二十二　平成二十一年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			改正前		
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域			1　［同左］		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲	区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～22　略］			［1～22　同左］		